第1回久慈川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○広域水管理官

では、始めさせていただきます。

それでは、久慈川は第1回ということですので、関係県会議を開催させていただきます。 よろしくお願いいたします。

資料の確認ですけれども、資料目録、議事次第、座席表、そして規約(案)資料1、久 慈川の現状、資料2、変更(骨子)になります。あわせて久慈川緊急治水対策プロジェク ト中間とりまとめの記者発表資料、以上になります。資料のほう、ございますでしょうか。 また、参考資料としては、お手元に基本方針と整備計画がございますので、必要に応じ て活用いただければと思います。

2. 規約について

では、まず初めに、本会議の規約について諮らせていただきます。

まず、久慈川の規約(案)の御説明よろしくお願いします。

○河川計画課長

それでは、久慈川の河川整備計画関係県会議の規約(案)という資料を見ていただいて よろしいでしょうか。

それでは、読み上げさせていただきます。

(名称)

第1条 本会は、「久慈川河川整備計画関係県会議」(以下「会議」という。)と称する。 (目的)

第2条 会議は、久慈川水系那珂川、すみません、間違っていますね。久慈川水系久慈 川河川整備計画(以下「河川整備計画」という。)の策定主体である国土交通省関東地方 整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方 整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を 深めることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別紙で構成される。

- 2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。
 - 3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
 - 4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

- 第4条 会議は、原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。
- 2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀 少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等について は、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、令和2年1月23日から施行する。

以上です。

○広域水管理官

それでは、先ほどの「那珂川」というところは「久慈川」に修正するとして、それ以外で何かございますか。大丈夫ですか。

○茨城県土木部河川課長

ございません。

○広域水管理官

ありがとうございます。

では、修正した上で規約を決めるということでいきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、この規約どおり報道機関を通じて公開するということになりますので、報道機関の皆様に入室していただきたいと思います。

(報道関係者入室)

○広域水管理官

それでは、報道機関の皆様、大変お待たせいたしました。公開という形でやらせていた だきますので、よろしくお願いいたします。

進行を務めさせていただきます広域水管理官の早川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の 挨拶の終了後までとさせていただきます。

議事に入る前に、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の もようを配信することといたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広域水管理官

それでは、中継の作業のほうをお願いいたします。

準備ができましたので、再開いたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行の御協力をよろしくお願いいたします。

3. 挨拶

○広域水管理官

では、まず、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の佐藤より御挨拶申し上げます。

○河川部長

では、先ほどの那珂川の関係県会議に引き続きまして、今度は久慈川の関係県会議に、お忙しい中、参加いただきましてありがとうございます。

基本、那珂川と久慈川と、お互い近いところを流れる川でございますけども、久慈川につきましては、河川整備計画には、実は那珂川と違って遊水地だとかいうものの位置づけがないような現行の計画でございます。ですので、やはり今般の水害を踏まえると、やはり河道だけで処理するという現行の計画から、少しそこの方針を変えて、やっぱり流域でどのように治水に取り組んでいくかということについては、少し那珂川よりもその点踏み込んだ形での検討、議論が必要な川じゃなかろうかというふうに思っています。

既に先ほども紹介したとおり、久慈川緊急治水対策プロジェクトの中では、実際、霞提みたいなものを整備していくという形で書かれておりますけども、ぜひこういう形で、やっぱり多重防御治水というものを、ここの久慈川の中でもしっかりと位置づけてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○広域水管理官

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。

- 4. 久慈川の現状
- 5. 久慈川水系河川整備計画(変更)(骨子)について

○広域水管理官

続きまして、議事のほうですね。久慈川の現状、久慈川水系河川整備計画大臣管理区間

(変更)(骨子)について、説明をお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の渡邉です。よろしくお願いいたします。

それでは、久慈川の現状について、まず説明をさせていただきます。内容としては、先に開催した那珂川の会議と同様で、整備計画の概要とあわせて、最近の動きということで 構成させていただいております。

久慈川の流域の概要については省略をさせていただいて、2ページ目ですけれども、過去の主な災害としては、これも那珂川と同様ではありますが、昭和61年の洪水と令和元年10月の今回の洪水について記載をしているというような形にしております。

3ページ目です。治水計画の経緯ですけれども、久慈川の改修工事については、昭和13年に直轄編入後、工事に着手をしております。久慈川の河川整備基本方針については平成20年3月に策定をしておりまして、整備計画については平成30年8月に策定をしているのが今の計画になっています。

4ページ目ですけれども、これまでの治水対策としましては、昭和61年8月の大規模な浸水被害を受けての下流部の築堤ですとか、あとは平成15年から19年にかけては、東連地地区というところで輪中提の整備と宅地嵩上げなどを実施しております。現在は辰ノ口地区というところの築堤の整備を実施しておりまして、ちょっと上流のところですね、そこを実施しておりまして、ほかに流下能力が低くなっている下流部の堅磐地区、この赤く塗っているところですが、ここでの掘削などを実施しているところです。

5ページ目です。5ページ目から今の整備計画の概要ですけれども、計画対象区間については図と表のとおりです。河川整備計画の対象期間はおおむね30年間です。

6ページ目、河川整備計画の目標ですけれども、治水における目標ですけれども、洪水に対しては、2ポツ目ですね。河川整備計画の目標流量の地点を山方という地点に定めておりまして、戦後最大洪水の昭和61年8月洪水と同規模の3,000m3/sとし、洪水による災害の発生の防止または軽減を図るということを目標にしております。そのほか施設の能力を上回る洪水の発生に対する対応と、地震、津波への対策を行っていくということを目標としております。

7ページ目です。先ほど冒頭の挨拶でもございましたが、久慈川については洪水調節の 施設などの位置づけは現時点ではありませんので、堤防の整備と河道掘削と浸水防止対策 と河川防災ステーションの整備というのが主なメニューとなっております。それぞれ位置 については、この図と凡例のとおりになっております。

8ページ目です。平成30年8月以降の整備状況ですので、まだ実施中のところがほぼという状況ですけれども、先ほど御紹介した堅磐地区などの河道掘削ですとか、あと小島地区というところの、この河川防災ステーションなどが、今、整備中、実施中という状況で整備を進めているところです。

9ページ目です。久慈川の現状として、平成30年度末現在の堤防の整備状況になりますけれども、黒が完成、計画断面が確保されているもの、赤が断面不足で緑が山付きという状況になっております。久慈川については、一部まだ高さなどが不足しているところがあるということで、断面不足が合計56.1kmに対して38.7km、支川の里川・山田川については41.2kmに対して22.3kmが、まだ堤防の整備が必要ということになっているところです。

10ページ目です。今回洪水と現行整備計画目標洪水との比較、これも第1回有識者会議でお示ししているものと同じですけれども、久慈川の山方地点においては、整備計画目標の約3,000m3/sに対して約3,700m3/sという、これは氾濫しなかった場合の流量の計算値ではありますけれども、上回ったということを確認しております。流域平均の2日雨量についても、現行整備計画の目標の洪水のときの雨量214mmを上回った255mmということで算出をしております。流量については、昭和61年8月を超えて、一番の流量ということになっています。

11ページ目です。洪水の概要と被害状況について、こちらも、もう御存じの内容かとは 思いますけれども、氾濫危険水位等を超過したりということと、堤防については、国の管 理区間でも3カ所、あとは今、権限代行で行っている箇所で、県管理区間で久慈川と浅川 でも2カ所ということで、計6カ所、今この地図上では記載がありますけれども、多くの 箇所で越水・溢水被害などが発生したという状況です。

12ページです。河川整備計画の点検結果、こちらも第1回有識者会議で確認している内容ですけれども、令和元年のこの台風19号の被害状況を踏まえて、久慈川流域においても新しい治水計画の検討が必要であるということを確認しております。今後の直近の予定としては、令和2年1月、これは25日ですけれども、那珂川と久慈川同日で河川整備計画の第2回の有識者会議を行って、ここで久慈川水系の河川整備計画の変更に向けた、この後ほど御説明する骨子などについて御意見をいただく予定としております。

13ページ以降は、那珂川と前段は同じになりますので、省略をさせていただこうかなと

思います。

17ページ、那珂川と共通ではありますが、こちらも久慈川は久慈川で部会を設置しておりました。久慈川についても、緊急治水対策プロジェクトの中間とりまとめを18ページのとおりまとめておりまして、那珂川と同様に、地域が連携して進めるなど、多重防御治水の推進ということを自治体の皆さんと一緒に進めていこうということを確認して、発表させていただいております。方針としては、こちらも那珂川と近いですが、直轄ダム、遊水地がない、主に河道で洪水を処理しているというところに対して、河道の流下能力の向上とあわせて遊水機能の確保・向上、土地利用・住まい方の工夫を一体で進めていきましょうということを確認しております。そのほかソフト対策についても、タイムラインですとか氾濫を監視する機器の開発整備等について一緒に進めていきましょうということを確認しているという、最近の状況でございます。

続きまして、骨子について説明をさせていただきます。

開いていただいて、2ページ目、計画の対象区間と期間については現行計画から変更せずに30年間での計画ということと、対象区間も変更なくということで考えております。

3ページ目です。目標に関する事項も那珂川と同様、変更はしないことで考えています。 4ページ目です。赤字が変更箇所ですけれども、先ほど説明したとおり、昭和61年洪水 を対象としていたものを、今回は戦後最大洪水として、令和元年10月洪水を目標として、 災害の発生の防止または軽減を図るということを目標にさせていただいております。これ、 括弧書きは、今回の、先ほど御説明した、氾濫しなかった前の流量をそのまま載せている 形ではあります。

5ページ目です。5ページ目からが実際の対策内容の概要ですけれども、堤防の整備はそのままです。河道掘削については、河道掘削に加えて樹木伐採を追記、これも那珂川と同様です。(4)として、霞提の整備・保全というものを入れております。久慈川の現行整備計画の中でも、霞提の遊水機能を有効活用しましょうということは、もともと書いてはいるんですけれども、それに加えて、現存する霞提の保全と有効活用という考え方に加えて、地形や現状の土地利用等を考慮した霞提の整備を進めるということを、文言を追加するということが、こちらのポイントになっているかなというふうに考えています。

6ページ目です。こちら、青字は先ほど那珂川で御説明したのと同様で、全国的な動向を踏まえての記載ということですので、内容については、ある程度那珂川と共通です。施設の能力を上回る洪水のときの排水機能を維持できるような耐水対策の話ですとか、樋門

等の施設操作の遠隔化・自動化の話です。あとは、もう一つ、水害の激甚化ですとか治水 対策の機能性を勘案し、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるようにと いうことで、同じように記載をさせていただいております。

7ページです。 7ページ、8ページも、那珂川と同様でして、河川管理施設の老朽化対策を進めるための計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進めていきましょうということを記載しております。

8ページ目は先ほどと同じです。

9ページ目です。9ページ目が、(7)ですね。洪水予報、水防警報等の発表ということで、こちらも那珂川と同様、全国的な動きとして、水害リスクラインの導入と洪水予測の高度化についてうたっております。観測等の充実についても、監視カメラの設置ですとか危機管理型水位計の設置について記載をしております。また、あわせて、氾濫発生を迅速に把握するための越水・決壊を検知する機器類の開発・整備を進める。これも那珂川と同様で、プロジェクトの中間とりまとめでも記載をしている内容になりますので、こちらに位置づけたいと考えています。

10ページ目、堤防の決壊時等の復旧対策、これも同様ですね、那珂川と。UAVとかレーザ計測などの技術を活用することですとか、リエゾンの派遣など、あとは緊急排水作業の準備計画策定と排水訓練の実施について位置づけをしております。

11ページ目です。同じように、青字は、全国的な動きと、それを踏まえてプロジェクトの中間とりまとめで入れているものもありますけれども、一つ目が、水害リスクの共有と事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会の構築という考え方ですね。2点目が、ホットラインの実施やタイムラインの策定について定めるように、減災協議会の仕組みを活用するよう技術的支援を行うことを書いております。3点目がマイ・タイムライン等の取り組みの推進についての支援です。下から3点目が、こちらも危険箇所におけるCCTVや水位計カメラの設置についてです。

最後が、これもプロジェクトの中間とりまとめで議論させていただいております土地利用についてでして、文言は那珂川と同様で考えておりますが、洪水を安全に流下させるための対策に加え、関係機関と連携し、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせて対応する。また、浸水が想定される区域の土地利用を制限するなどの対策を進める際には、関係機関に必要な支援を行う。また、避難場所等となる高台の整備について支援を行いますということで書かせていただいております。

基本的には、青字の部分は那珂川と共通の部分もありますし、赤字については、久慈川の中間とりまとめで部会で議論してきたような内容を踏まえて、河川の整備についてもそうですし、いわゆるソフト対策と、流域全体で、土地利用も含めて備える対応ということを、今回位置づけをしたいということで考えております。

説明は以上です。

○広域水管理官

ありがとうございました。

それでは、用意しました資料は以上になりますけれども、委員からの御発言がございま したら、よろしくお願いいたします。

○茨城県土木部河川課長

今回、指定区間の茨城県が管理します久慈川本川の上流のほうも被災しまして、改良・復旧事業を導入してまいりたいと考えておりますので、今回、この出水対応ということで整備計画に位置づけていただいていることにつきましては、異論はございません。ソフト対策につきましても那珂川と同様でございます。異論はございません。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

ありがとうございました。

以上ですかね。ほかに何か。よろしいでしょうか。

6. 閉会

○広域水管理官

それでは、御意見をいただきましたので、今回の久慈川河川整備計画関係県会議を閉会 させていただきたいと思います。

本日は、御出席ありがとうございました。

—— 了 ——